



米国大使館

アメリカの素顔を映すマガジン

Winter 2010

# American View

## アメリカン・ビュー

離婚後の親権問題とハーグ条約



### U.S. Custody Law



離婚後の親権に関する米国の法律を説明します

### LBP Experience



子供と引き離された親が自らの経験を語ってくれました

### Hague Convention



ハーグ条約加盟の利点を日本人の専門家が説きます

### From the Editor



編集長が本号の概要をご紹介します

From the Editor



読者の皆さん、こんにちは。ご家族と共に楽しく年末年始を過ごされたことと思います。私は在日米国大使館総領事のレイモンド・ベーカーと申します。今回、親による子供の奪取と親権の問題に焦点を当てた

American View 2010年冬号のゲスト編集長を務めることになり、たいへんうれしく思っています。

総領事として、私は日本各地における米国政府機関の領事業務を監督しています。その業務には、米国市民のためのさまざまなサービスや外国人のためのビザ発給サービスも含まれます。外国に住む米国市民にサービスを提供する中で、私たちが直面する最も心の痛い問題のひとつが、国際的な親による子の奪取の問題です。これは、一方の親が他方の親から子供を連れ去り、子供に会う機会や、さらには子供の福祉や居場所に関する情報さえも「取り残された親」に与えないという問題です。

国際結婚の増加に伴い、この問題は世界中で増加の一途をたどっています。American View は、このテーマを2007年秋号で取り上げ、海外市民サービス担当のミシェル・ボンド米国国務次官補代理とのインタビュー記事を掲載しました。この記事は、この問題を理解する上で今でも役に立ちます。在日米国大使館は2009年5月に、カナダ、フランス、および英国の各大使館と共に記者会見を開き、「1980年国際的な子の奪取の民事面に関するハーグ条約」に加盟するよう日本に求め、子供と引き離された親が、子供との接触を保ち、子供を訪問することができるようにするための措置を講じることを要求する共同声明を発表しました。私たちは、さまざまなレベルでの外交を通じて、こうした努力を続けていきます。

日本と米国では、特に離婚後の親権分野での家族法制度がかなり異なると思われます。本号ではまず、米国における親権と面接交渉権の概要を説明したジェフ・アトキンソン教授の小論を取り上げます。当然ながら、別居や離婚する両親の国籍が異なる場合、どちらの国の裁判所が適切な管轄権を有するかを決定することが最初の法的問題となります。

子供にとっての最善の利益を考慮して策定されたハーグ条約は、このような管轄権の問題を扱う国際的に容認された制度を規定するものです。早川眞一郎教授の記事はハーグ条約の目的と利点を説明しています。

日本では、離婚した後も子供の人生に関与し続ける機会を求める親が、外国人、日本人を問わず、ますます増えています。こうした親たちは、子供の人生に関与するという目標を達成し、法制度の改革を促すために相互支援の体制をつくりつつあります。そうした親のひとり、米国人のスティーブ・クリスティ氏が、日本での親による子の奪取の事例を解決するために活動している各種団体に関する記事を寄稿してくれました。彼の記事が、ほかの「取り残された親たち」の役に立つことを願っています。

最後に、この難しい問題に取り組んでいる他の国の在日大使館（カナダ、フランス、英国、スペイン）から統計資料を提供していただきました。心から感謝いたします。本号が、親による子の奪取に関する国際理解の促進と、これらの悲劇的な事例の解決に資することを願います。

レイモンド・ベーカー 在日米国大使館総領事

American View

--2010年冬号--

編集・発行  
在日米国大使館広報・文化交流部  
〒107-8420 東京都港区赤坂1-10-5

本誌掲載の記事に述べられている意見は、必ずしも米国政府の見解を表すものではありません。本誌に掲載されている記事、写真、イラストを非営利目的で複製することはできますが、著作権上の制限が明示されている場合には、表示された著作権者の許可を得てください。

本誌に対するご意見・ご感想は、American View のメインページ (<http://japan.usembassy.gov/american-view.html>) のフォームで送信してください。

## U.S. Custody Law

### 離婚後の子供の親権に関する米国の法律

ジェフ・アトキンソン

米国では、離婚後の子供の親権については、連邦法ではなく各州の法律が規定している。従って、50州およびコロンビア特別区（首都のワシントンDC）に、それぞれ独自の法律がある。各州の法律は、おおむね類似している。

両親が離婚した後の子供の親権は、その子供の最善の利益に基づいて決めるものとされている。法律では、父親と母親は同等に扱われるものとされており、いずれの親も、性別に基づいて自動的に優先して親権を与えられることはない。1960年代または70年代までは、ほとんどの州が「母親優先の原則 (Tender Years Doctrine)」を採用し、母親が親として適格でさえあれば、自動的に母親に親権を与えていた。その後、米国では、離婚に伴う紛争においても、職場においても、男女平等の原則が普及していった。

子供の親権の決定に際しては、「共同親権（共有親権）」と、面接交渉権付きの「単独親権」という主な選択肢がある。

#### 共同親権

共同親権の概念が生まれたのは1970年代のこ

とである（ほぼ同時期に、法律によって父親と母親を同等に扱うことが定められた）。共同親権には2つの要素がある。ひとつは、「法的共同親権」と呼ばれるもので、これは、子供に関する主要な決定をする権利を、両親にそれぞれ平等に与えるものである。主要な決定とは、子供の教育、医療、および宗教教育に関するものであるが、そのほかにも、子供の課外活動や、何歳からデートや車の運転を許可するか、などについての決定が含まれることもある。法的共同親権の下では、両親は協力して共通の決定を下すよう指示される。両親が合意できない場合には、裁判所がいずれかの親を選んで決定させることもある（ただし、宗教に関して両親の意見が合わない場合は、両親共に、子供に悪影響を与えない範囲で、それぞれの宗教に子供を触れさせる権利を有する）。

共同親権のもうひとつの要素は「物理的共同親権」である。これは、子供がそれぞれの両親とどれだけ時間を過ごすかに関するものである。物理的共同親権の下では、子供はそれぞれの両親とかなりの時間を一緒に過ごす。同じだけの時間を一緒に過ごしてもよいが、同じでなくてもよい。両親のそれぞれと同じ長さの時間を過ごす例として、1週間ごとに交互にどちらかの親と過ごす方法がある。また、2日間片方の親と過ごしてから2日間もう一方の親と過ごし、続いて5日間片方の親と過ごしてから5日間もう一方の親と過ごし、この周期を繰り返す、という方法もある。同じ長さの時間を過ごすというやり方が機能するためには、通常、両親がお互いに近くに住んでいな



ジェフ・アトキンソン  
シカゴのデポール大学  
法学部教授。家族法、  
医療法、倫理学などを  
教えているほか、イリ  
ノイ判事協議会で教授  
兼報告者を務め、判事  
の教育を担当。米国の  
家族法に関する著書4  
冊がある。米国イリノ  
イ州ウィルメット市在  
住。メールアドレスは、  
[JAtkin747@aol.com](mailto:JAtkin747@aol.com)。

なければならない。また、両親が相互に協力的であることも極めて有用である。

すべての州が、共同親権を子供の養育の選択肢として規定している。共同親権を法的推定としている州もある。それらの州では、当事者同士が他の方法を選ぶことで合意した場合や、共同親権が子供の最善の利益にならないとの証拠がある場合を除き、裁判所は共同親権を命令することになっている。

#### 単独親権

離婚後の子供の養育におけるもうひとつの選択肢は、単独親権である。単独親権の下では、子供はほとんどの時間を片方の親と過ごし、その親が、教育や医療など子供に関する主要な決定を下す権利を有する。もう一方の親には、一定の時間を子

供と共に過ごす権利が与えられる。これを通常「面接交渉権」という。

離婚紛争で使われる用語に対して、一部の親や議員は異議を唱えている。「親権」を意味する「custody」という言葉には、財産の「管理」という意味もあるため、子供を養育する機会というより、ひとつの財産の所有をめぐる争いのようなニュアンスがある。また米国では、「面接交渉権」を表す「visitation」という言葉は、刑務所に収監されている人に制限付きで面会することを指す言葉でもある。こうした従来の用語に対する反対意見に鑑み、一部の州の法律では、離婚した親が子供と過ごす時間のことを、「単独親権」や「面接交渉権」という言葉を使わず「parenting time (養育時間)」と呼ぶようになっている。

単独親権と面接交渉権から成る取り決めの下では、親権を持たない親（単独親権を持たない親）と子供が共に過ごす時間は、通常以下のように決められている。

- 隔週末（金曜の夜から日曜の夜までという場合が多い）
- 週に一度平日の夜（通常夕食を含む）
- 主な祝日のうち半数
- 夏期の数週間

米国の法律の下では、親権を持たない親には、子供との接触によって子供に害が及ぶことが明らかな場合を除き、面接交渉権（あるいは養育時間）

が与えられる。米国最高裁判所は、米国憲法の下で「生みの親には、子供の保護監督、養育、および管理に関する基本的自由権」がある、と宣言している。最高裁は、これは「いかなる財産権より貴重な権利」である、と述べている。さらに、米国の社会学者や精神衛生の専門家による数々の研究によると、子供は、積極的に関与する2人の親に育てられた場合に最も良い状態となることが明らかになっている（ただし親同士が常に争っている場合は別である）。

親に子供と接触させないようにするには、例えば子供に対する虐待や親の重大な精神疾患など特殊な状況のあることが証明されなければならない。親が子供を虐待した場合や、親に重大な精神疾患のある場合でさえも、裁判所は、親と子が裁判所の監督下で接触することを許可する可能性がある。

#### 親権決定の要因

親権をめぐる裁判の90%以上は、両親の合意によって解決される。両親は、弁護士を雇う場合も雇わない場合もあるが、いずれにしても裁判所に出廷し、判事が両親の合意を反映した命令を出す。親権について両親が合意に達することができず、判事が決定を下さなければならない場合、判事は数々の要因を考慮する。

最も重要な要因のひとつは、それまでいずれかの親が主に子供の世話をしてきたか、という点で

ある。いずれかが主に子供の世話をしてきた場合、すなわち子供の日々の養育において、もう一方の親より、はるかに大きな責任を負担してきた場合には、その親に主な親権を与える大きな要因となる。子供が小さい場合には、この要因が特に重要となる。子供が成長するにつれて、この要因の重要性は低下する。また、両親共に子供の養育に積極的に関与してきた場合も、この要因の重要性は低くなる。

裁判所は、両親のうちどちらに対して子供がより親密なつながりを感じているか、また両親のうちどちらが子供のニーズをよりよく満たすことができるか、ということも検討する。この点に関しては、両親の証言に加えて、友人、隣人、子供の学校の先生、および当該ケースを評価した精神衛生の専門家の証言を証拠とすることができる。

場合によっては、判事が、親のいないところで子供と話をし、子供が両親のそれぞれをどう思っているかや、両親のどちらと暮らしたいかを聞いたりすることもある。判事が子供の選択にどの程度重きを置くかは、その子の年齢、成熟度、および選択の理由の質によって異なる。

前述のように、親権をめぐる裁判においては、判事は親の性別に基づいてどちらかを選ぶことをせず、子供の最善の利益とそれぞれの裁判の事実に基づいて判決を下すものとされている。しかしながら、親の性別によって先入観を持つ判事がいる可能性もある。例えば、母親の方が生来育児に

向いていると考えたり、大きくなった男の子を育てるのは父親の方が向いていると考える判事がいるかもしれない。裁判の記録にそのような先入観が表れている場合は、上級裁判所で判決が覆される可能性がある。

一例を挙げると、ある裁判で予審法廷の判事が、父親は「息子たちと一緒にあって、運動、釣り、狩猟、機械を扱う練習など、男の子が関心を持つさまざまな活動に参加することができる」として、9歳と11歳の息子2人の親権を父親に与えた。しかし、その裁判の記録には、息子たちが狩猟や機械の扱いに関心があることや、また判事の挙げた各分野で父親の方が母親より優れた技能を持つことが明らかにされているわけではなかった。実際には、息子たちを釣りに連れていく回数は、父親よりも母親の方が多かった。州の最高裁判所は、息子たちのこれまでの人生の大半において母親が主として彼らの世話をしてくれており、彼らの学校での活動にも母親がより深く関与してきたとして、先の判事の判決を覆し、母親に親権を与えた。

### 親権の変更

親権の決定は変更することが可能である。両親が親権変更に合意すれば、米国の裁判所はほぼ例外なく、その合意を反映した命令を出す。両親が、裁判所を介さず、自分たちだけで親権を変更することもある。

両親のうち一方が親権の変更（例えば単独親権の獲得）を望んでいるが、もう一方はこれに同意していない場合、裁判所は、子供の生活の継続性を促進し子供にとって最善の道を選びながらも、訴訟のストレスと費用を回避する、という競合する利害関係のバランスを取ることを目指す。紛争となった裁判で親権の変更が行われるためには、通常、(1) 以前に親権に関する命令が出されてから、相当な状況の変化があったこと、および(2) 親権の変更が子供の最善の利益となること、という2つのことが証明されなければならない。

親権変更の可能性のある状況の事例としては、大きくなった子供が、親権のない親と暮らしたいとの強い（そして十分な根拠のある）希望を表明した場合や、子供と敵対する継父あるいは継母との間に対立関係が続いている場合、あるいは、子供が学校や地域社会や親権のない親との間に強いつながりを持っているのに、親権を持つ親がその子供を連れて遠い州に引っ越そうとしている場合、などが挙げられる。

### 非嫡出子

離婚に伴う親権決定の原則は、非嫡出子の親権決定にも適用される。ただし、そうした原則が適用されるためには、まず当該の子供の実父を確定しなければならない。その手段としては、当事者同士の合意（例えば、父親の名前を子供の出生証明書に記載する）、あるいは裁判所による父子関係の確定がある。父子関係が確定されるまでは、

母親が自動的に親権を与えられる。

父子関係が確定されると、裁判所は、子供の最善の利益に従って親権を決定する。裁判所が考慮する要因として、乳児の親権を母親に与えることの利点、出生から親権をめぐる審問までの期間に子供の世話をしてきた親に与えることの利点、などがある。

### 親権に関する米国の法律を説明するための想定事例



子供の親権に関する米国の法律を説明するために、2つの想定事例を以下に挙げる。

#### 【事例1】

ジョンとスーザンは結婚して12年、ステシー（10歳）とジョセフ（8歳）という2人の子供がいる。ジョンはコンピューター会社の電気技師、スーザンは製薬会社の営業をしている。ジョンもスーザンも子育てに積極的に関与してきたが、日常の子供の世話にはスーザンの方がジョンより多く関わっている。ジョンは子供たちのサッカー・チームのコーチを務めている。学校の先生との面談には両親共に出席している。2人の結婚生活における問題には、ジョンと妻の両親との不和、ジョンが他の女性と親密な関係を持つ

たこと、そしてお金の使い方をめぐる争いなどがある。ジョンとスーザンは離婚することに決めたが、兩人共にステシーとジョセフの第一親権者になることを希望している。

ジョンとスーザンはそれぞれ弁護士を雇い、双方の弁護士が、離婚と子供の第一親権者となることを求める書類を裁判所に提出している。裁判所の規則により、緊急事態がなければ、裁判官は、父親と母親が調停によって紛争を解決する努力をするまでは審理を行わない。調停のプロセスは、精神衛生の専門家によって行われることが多く、調停員が当事者らと協力して、自主的な和解を目指す。当然のことながら、親にとっても子供にとっても、自主的な和解の方が訴訟よりストレスが少なく、通常は費用も少なくすむ。調停員が当事者らに和解を命じることはできない。両親が和解に至ることができない場合には、裁判官による審理を受ける権利がある。

ジョンとスーザンの住む都市では、裁判所が調停サービスを提供しており、当事者は訴訟をする場合の提訴費用以外には無料である。地域によっては、調停サービスが有料となる場合もある。調停員との第1回の話し合いで、ジョンとスーザンは、それぞれ相手に対する強い怒りを表した。スーザンは、ジョンが他の女性と関係を持ったことに激怒している。ジョンは、スーザンの両親が絶えず干渉をすると考えており、それに対して腹を立てている。そして双方共に経済的な問題について怒りを感じている。調停員は、双方の怒りは理

解できると述べた上で、ジョンとスーザンに、相手に対する怒りより子供たちの最善の利益に意識を集中させようとした。

調停員は、自分が子供たちと面談することが役に立つと思うかとジョンとスーザンに尋ねた。ジョンとスーザンが同意したので、調停員はまずステシーとジョセフの2人一緒に、次に1人ずつ面談を行った。面談の後、調停員は、ジョンとスーザンに、子供たちは父親にも母親にも愛情と愛着を感じていること、そして子供たちは両親にけんかをやめてほしいと願っていることを伝えた。子供たちは、父親と母親のどちらと暮らしたいかということについて、希望を述べなかった。

調停員は、子供の発育の原則と、ステシーとジョセフの必要としていることについて説明した。調停員の助力もあり、ジョンとスーザンは、子供たちが父親とも母親とも良好な関係と変わらぬ接触を保つことが子供たちの利益になる、という点で合意した。

ジョンとスーザンは共同親権の取り決めに同意した。この取り決めでは、両親共に子供に関する主要な決定に関与することになる。彼らの養育計画には、物理的共同親権も規定された。子供たちは、1週間のうちほぼ4日間をスーザンと過ごし、3日間をジョンと過ごす。ジョンとスーザンは相互に3キロメートル以内の距離のところに住む予定である。ジョンは引き続き子供たちのサッカー・チームのコーチを務め、両親共に引き続き子供た

ちの学校の活動に関与する。

ジョンとスーザンは、少なくとも6カ月ごとに、この取り決めがうまくいっているかどうかを話し合い、何らかの形で取り決めを変更することが子供たち、あるいは自分たちのためになるかを判断することに同意した。ジョンとスーザンは、自分たちが子供たちに関する重要な問題について同意できない場合には、再び調停員に相談することに同意した。

ジョンとスーザンは、それぞれの弁護士の力を借りて、子供たち（および離婚に関するその他の問題）に関する和解契約を結んだ。そして判事が命令に署名した。

## 【事例2】

メアリーとリチャードは結婚して6年、ピーターという5歳の子供がいる。メアリーはパートタイムのウエートレス、リチャードは屋根職人である。この夫婦には、特にリチャードが大量に酒を飲んだ時に暴力を振るうという問題がある。リチャードは過去に何度もメアリーを殴ったことがあり、メアリーはあざができたり、一度は腕を折られたこともあった。リチャードがメアリーに向かって投げたフライパンが、狙いを外れてピーターに当たり、縫合が必要な傷を負わせたこともある。またリチャードは、ピーターのお尻をあざができるほどたく。最近リチャードが暴力を振るった時には、メアリーが警察を呼んだ。警察はリチャードを逮捕し、リチャードは拘留されたが保釈金

を払って釈放された。メアリーは弁護士の助けを借りて、リチャードがメアリーまたはピーターに接近することを禁止する一時保護命令を発行してもらった。リチャードは保護命令に違反すれば再び逮捕される。現在メアリーは、離婚とピーターの親権獲得を求めている。一方リチャードもピーターの親権を要求している。

メアリーとリチャードの事例については、最近起きた家庭内暴力が関与しており、メアリーがリチャードと同じ部屋にいることを恐れているため、裁判所がメアリーとリチャードに調停プロセスを義務付けることはない。しかし裁判所は、政府に雇用されている社会福祉指導員が双方の当事者の評価を行うことを命令した。調査員は、リチャードがメアリーとピーターを何度か虐待したことを確認した。調査には、ピーターの身体検査と、精神衛生の専門家によるメアリーとリチャードの問診も含まれていた。調査員は、ピーターの親権者としてメアリーは適切であるがリチャードは適切ではないとの結論に達した。メアリーが長期にわたってピーターを危険な状況に置いたことについて多少懸念されたが、メアリーは概して良い親であると思われ、最終的に警察を呼び、保護命令を発行してもらうという適切な措置を取ったことが評価された。

調査員と精神衛生の専門家である評価担当者は、リチャードにはアルコールの乱用と怒りの制御について重大な問題がある、との結論に達した。調査員と評価担当者は、リチャードがアルコール

摂取と怒りをコントロールするための治療プログラムを受けることに同意すれば、毎週数時間、社会福祉機関の施設で、監視の下でピーターと面会できるようにすることを勧告し、裁判官もこれを支持した。監視下の面会制度では、社会福祉指導員が、リチャードとピーターと同席し、2人の交流を観察する。指導員は、面会がピーターの害になっていると見なした場合には、面会を中止することができる。また社会福祉指導員とリチャードの治療担当者は、リチャードが監視なしで面会できるほど回復した場合には、その旨を裁判所に報告することができる。

\*\*\*\*\*

国際的な子の奪取の民事面に関するハーグ条約について  
ジェフ・アトキンソン

1980年に、多くの国々の代表がオランダのハーグで会合し、「国際的な子の奪取の民事面に関するハーグ条約」をつくり上げた。以来、この条約は89カ国で承認されている。米国はこの条約を批准した。しかし日本は批准していない。事実、先進7カ国（G7）でこの条約を批准していないのは日本だけである。

この条約は、ほかの批准国に不法に連れ去られたり留め置かれたりしている子供を直ちに返還することについて規定している。この条約が適用されるためには、子供を連れ去ったり留め置いたりすることが、その子供が「常居者」である国の法律に照らして、親の持つ親権を侵害していなければならない。子供の「常居所」のある国（常居国）に関する正確な定義はないが、子供（および通常はその子供の親または両親）がそこに住み続けるための「定住目的」のある国、と説明されている。その国に住み続ける期間は制限がある場合も、ない場合もある。ある人間の特定の時点における常居国はひとつしかないが、例えば「定住目的」が変わるなど、状況によって常居国が変わる可能性もある。

ひとつの例として、オーストラリア出身の父親とデンマーク出身の母親に3歳の子供がいると仮定する（オーストラリアもデンマークも上記のハーグ条約を批准している）。この夫婦は過去5年間オーストラリアに居住している。この妻が夫と別れ、夫の許可なく子供を連れてデンマークに戻った場合、夫はハーグ条約の下で、デンマークに対して、子供をその常居国であるオーストラリアに返還するよう求める訴訟を起こすことができる。ハーグ条約の下では、返還要求に対する抗弁を示すことができれば、デンマークは子供をオーストラリアに返還する義務がある。この条約の下での子供の返還に対する抗弁には以下のようなものがある。

1. 返還を求めている者が、子供が連れ去られたり留め置かれたりした時点で、実際に親権を行使していなかった。（上記の例で言えば、妻が子供をデンマークに連れ去った時点で、夫婦と子供が共にオーストラリアに居住していたならば、夫は親権を行使していたことになり、こ

の抗弁は適用することができない）

2. 子供の返還を求めている者が、子供が連れ去られたり留め置かれたりしたことを黙認していた。（上記の例では、事実として、夫はこれを黙認していない）
3. 子供を返還することにより、その子が身体的または精神的に危害を受けたり、あるいはその他の耐え難い状況に置かれたりする重大な危険が存在する。（上記の例では、事実として、子供をオーストラリアに返還することによる危害は明らかにされていない。返還に反対する者は、そうした事実を証明しなければならない。一方の親が、子供を常居国に返還することにより子供が虐待にさらされる可能性が高いことを証明できれば、子供を返還しなくてもよい）
4. 子供本人が返還されることに反対しており、かつ本人の意見を考慮することが適切な年齢に成長している。（この要因は、3歳の子供には当てはまらない）
5. 子供が連れ去られたり留め置かれたりした時点から1年以上返還の手続きが開始されず、かつ子供が新しい環境に落ち着いている。（上記の例では、子供が連れ去られた後すぐに父親が措置を取ったのであれば、この抗弁は適用されない）
6. 子供を返還することが、人権と基本的自由の保護に関する原則に違反する。（上記の例では、この要因が適用される可能性は低い）

また、ハーグ条約が適用されるのは、16歳未満の子供に限られる。

上記の例の事実関係を見た場合、子供の返還要求に対する抗弁が適用される可能性は低く、この子供はオーストラリアに返還されるべきである。母親が親権を要求し、子供をデンマークへ連れていくことを望む場合、それは可能であるが、紛争はデンマークではなくオーストラリアにおいて解決されるべきである。

ハーグ条約の下で、子供の返還命令が出されることは、その子供の親権が、残された親に自動的に与えられることを意味するものではない。しかし、この命令は、子供が連れ去られるまで住んでいた常居国に返還されるべきであること、そして常居国の裁判所が子供の親権を決定すべきであることを意味する。

## Hague Convention

### ハーグ子奪取条約について

早川眞一郎

まずはじめに、次のような架空の事例を想像してみよう。

米国人女性・ミッシェルと日本人男性・カズオは、7年前に結婚して以来、米国ニューヨーク市で一緒に暮らしてきたが、1年前に離婚し、ニューヨーク市内でそれぞれ別の場所に住むことになった。2人の中には、ジョーという名の現在4歳の男の子が1人いる。2人の離婚に際して、ジョーは、母親ミッシェルと暮らすのが、隔週の週末は父親カズオの家で過ごすこととなった。カズオは、仕事の関係で日本に帰国することになり、半年前のある週末に、自分の家に来ていたジョーを、ミッシェルには相談せずに、日本に連れ帰った。その後、カズオは、日本にある実家（自分の父母の家）でジョーを育てている。母親ミッシェルは、どのようにしたらジョーを米国に取り戻すことができるだろうか。

この事例で生じたような事象は、通常「子の奪取」と呼ばれる。「子の奪取」とは、関係が破綻した男女の間に未成熟子（16歳程度までの子）がいるときに、一方の親やその親族などが、もう

一方の親など監護権を有する者と暮らしている子を、実力で（つまり双方の合意や法的な手続によらずに）自分の手元に奪い去ることをいう。子の奪取は、たとえばともに日本に住む元夫婦間で子を奪い合うときのように、国内的な事件としても頻繁に生じるが、上記の事例のように国境を越える国際事件として発生することもある。そして、20世紀後半には、社会や家族の国際化とともに、このような国際事件としての子の奪取が、重要な社会問題として注目を集めるようになってきた。

そこで、このような国際的な子の奪取に対応するために、1980年にハーグ国際私法会議という国際機関において、ある条約が制定された。これが、「国際的な子の奪取の民事面に関する条約（Convention sur les aspects civils de l'enlèvement international d'enfants; Convention on the Civil Aspects of International Child Abduction）」である。この条約は、1983年に発効し、その後も順調に締約国が増加して、2009年8月26日現在で81カ国が締約国となっている。米国についてこの条約が発効したのは1988年であるが、日本はまだ締約国になっていない。なお、締約国のリストは、ハーグ国際私法会議のウェブサイトを示されており（[http://www.hcch.net/index\\_en.php?act=conventions.status&cid=24](http://www.hcch.net/index_en.php?act=conventions.status&cid=24)）、またこの条約に関する詳しい情報（条文、解説、文献等）も同ウェブサイトで見ることができる（[http://www.hcch.net/index\\_en.php?act=conventions.text&cid=24](http://www.hcch.net/index_en.php?act=conventions.text&cid=24)）。



早川眞一郎  
東京大学教授（大学院総合文化研究科・国際社会科学専攻）。東京大学法学部卒業（1978年）。東京大学法学部助手、弁護士（長島大野法律事務所）、関西大学助教授、名古屋大学助教授、東北大学教授を経て、2005年から現職。ハーグ国際私法会議の扶養条約プロジェクトに日本代表として参加。著作に「フランスにおける外国法の適用」名古屋大学法政論集 159～162号（1995-96年）など。

さて、この条約がどのようなものであるかを、上記の事例に即して概観してみよう。

まず、現在の状態、つまり米国が締約国であり、日本が締約国ではない状態ではどのようになるだろうか。現在、日本は締約国ではないので、日本と米国の間ではこの条約は適用されない。したがって、後述するような、条約を活用した解決を図ることはできない。そこで、母親ミッシェルの取りうる手段は、自ら父親カズオと話し合っジョーを返還するよう求めるほかは、日本の裁判所に

において、日本の法制度に基づいて返還を求めることだけである。ところで、日本の裁判所にジョーの返還を求める申し立てをするには、日本の弁護士に依頼する必要がある。弁護士を使わずに申し立てることも制度上は可能であるが、日本語を解さず、日本の法制度を知らないミッシェルが、日本の弁護士を雇わずに裁判所を利用することは実際には不可能であろう。ミッシェルが日本で弁護士を探してこの事件を依頼するには、かなりの手間と費用を要することになる。さて、首尾よく日本の弁護士に依頼して、裁判所への申し立てをすることができたとしても、結果としてジョーの返還が認められるかどうかは、わからない。日本法上、両親間の子の奪取の事案において返還を認めるか否かを決する法制度は複雑なので、ここではその詳細の説明は省略するが、日本の裁判所は、この事案のあらゆる事情を考慮したうえで、「子の最善利益 (best interest of child)」を図るには返還を命ずるべきか否かを判断することになる。そして、その「この事案のあらゆる事情」として判断の基礎になる事情のなかには、ジョーにとって、日本で父親カズオ（とカズオの父母）のもとで育てられるのと、米国で母親ミッシェルのもとで育てられるのと、いずれがより適切であるかについての判断も含まれる。したがって、裁判官が、いまジョーを米国のミッシェルのもとに返すよりも、このまま日本のカズオのもとで育てられるほうがよいと判断すれば、ミッシェルの申し立ては認められないことになる。

では、もし仮に日本も子奪取条約に加入してい

るとしたら、どうなるだろうか。その場合には、日米ともに締約国であるから、この事例にハーグ子奪取条約が適用されることになる。そうすると、この事例の処理は、上記のものとは大きく異なることになる。

条約が適用される場合の処理の流れは、おおむね次のようになる。ミッシェルは米国の「中央当局」(国務省の担当窓口)に相談して申し立てをする。すると、米国の中央当局から連絡を受けた日本の中央当局が、条約の仕組みに従ってジョーを米国に迅速に返還するために、強力な援助を提供してくれることになる。すなわち、日本の中央当局は、必要に応じてジョーとカズオを探し出して、カズオに任意の返還を促し、もしカズオがそれに応じない場合には、日本の裁判所に返還命令を求める裁判を自ら提起し、またはミッシェルがその裁判を提起するためのさまざまな援助を提供する。そして、その裁判において、日本の裁判官は、「ジョーにとって日本で父親カズオに育てられるのと米国で母親ミッシェルに育てられるのと、いずれがより適切であるか」についての判断は一切しないで、原則として、ジョーを直ちに米国に返還することを命ずることになる。以上のような条約適用の流れについて、もう少し補足して説明しておこう。

まず、この条約の運用に当たって重要な役割を果たす「中央当局」についてである。条約の締約国は、自国の中央当局を定めることになっている。米国の中央当局は、国務省の一部局 (Department

of State - Office of Children's Issues) である。各国の中央当局は、他国の中央当局との間で互いに緊密に連絡を取り協力するとともに、自国の他の諸機関とも協力して、この条約の目的を実現するために力を尽くす。具体的には、子を奪取された親 (申立人) からの申し立てを受け付けて、子の所在する国の中央当局にその申し立てを伝える (条約8条、9条)。そして子の所在する国の中央当局は、子の迅速な返還を確保するために必要なさまざまな措置を取る (条約7条)。中央当局の働きと援助のおかげで、そうでなければ、外国に連れて行かれた子を取り戻すための数々の困難を前にして途方に暮れるはずの申立人 (条約が適用されない場合のミッシェルの気持ちを想像してみてください) は、子を返還してもらうための手続きを実際に利用することができるようになるのである。

次に、どちらの親が育てる方が子にとっていいのかを判断せずに子の返還を命ずることについて。子奪取条約の最も重要なポイントのひとつは、どちらの親に子を育てさせるべきかという判断 (すなわち監護権に関する判断) をせずに、実力による奪取があった場合には原則として必ずもとの国に子を戻させるという点にある。もし、奪取された子の返還を求める裁判等において、監護権に関する争いをも含めて判断をしようとする、将来にわたる子の利益等も考慮しつつ詳しく調べる必要があり、迅速な手続は困難になる。また、場合によっては、奪取してきた者に監護権を与えるべきだという判断がなされて (事例でいう

と、カズオが日本で育てる方がジョーにとってより幸福であるという判断がされたような場合)、結局、奪取された子をそのままにするという結論が出ることもありうる。しかし、それでは、条約の目的のひとつである、子の奪取を抑止する効果は、期待できない。そこで、この条約に基づく返還プロセスにおいては、監護権に関する判断はせずに（つまりどちらの親に育てさせるのが子にとって長期的にいいのかということ等は考えずに）、実力による奪取がなされた場合には、そのことだけをもって、もとの国（子の常居所地）に返させることを定めている。条約は、そのように子をもとの国に戻したうえで、監護権に関する判断は、もとの国の裁判所がじっくり調査して判断すればよいし、そうすべきであると考えているのである。以上の点は、条約の16条、17条、19条等に具体的に規定されている。たとえば、17条は、「申し立てを受ける国において監護に関する決定がなされていること」が、この条約に基づく子の返還を拒否する理由にはならない旨を定めている。したがって、父親カズオが米国からジョーを無断で連れて日本に帰ってきた場合に母親ミッシェルが日本の裁判所に条約に基づく返還を申し立てたときには、条約に基づく返還申し立ての要件が満たされていれば、たとえ日本の裁判所がジョーの監護権をカズオに与える旨の裁判をしていたとしても、日本の裁判所はそのことを理由にして返還を拒否することはできないのである。ただし、日本の裁判所は、ジョーを米国に返還するか否かの決定に際し、それまでになされた監護に関する決定の理由を考慮に入れることはできる。

この条約が、このように、国境を越えた子の奪取があったときには、迅速かつ網羅的、確実にその子をもとの国に戻すことを大原則とするのは、たとえ実力で子を奪取して連れてきても無駄であって、かならずもとの国に戻されるということにしておけば、そのこと自体が奪取に対する抑止力として働くであろうという考え方に基づくものである。そして、奪取が生じること自体が子の福祉に対する重大な侵害であることを考えれば、奪取の抑止は、国際社会の目指すべき非常に大切な目標となるのである。

もっとも、この原則には、若干の例外が定められている。まず、奪取から1年を経過してから申し立てがなされた場合であって、「子が新しい環境になじんでいること」が証明された場合には、申し立てを受けた国は子の返還を命じる義務を負わない（12条2項）。逆に言えば、奪取から1年以内に申し立てがなされれば、子が新しい環境になじんでいても返還しなければならないのである。また、条約13条にも、申し立てを受けた国が返還を命じなくてよい例外的な場合が列挙されているが、このうち実際によく問題になるのが、13条1項b号の定める例外である。すなわち、同号によれば、「子の返還が子の身体もしくは精神に危害を加え、またはその他許し難い状況に子をおく重大な危険がある」ことが証明されると、返還義務はない。たとえば、返還先で子が虐待を受ける恐れがあるような場合がこれに当たる。ただし、この例外規定は狭く解釈されており、返還先の国が子を虐待から守ることができる場合には

適用されない。

さて、以上に概観したように、子奪取条約が適用される場合と適用されない場合とでは、奪取された親や子の救済が大きく異なる。冒頭に述べたように、すでに81カ国という多数の国がこの条約の締約国になっていることもあり、最近では、日本がこの条約にまだ入っていないのはなぜか、また日本は近い将来この条約に入ることができるのか、入るべきなのか等について、さまざまな議論がなされてきている。

離婚や子育てに関する日本の文化・伝統が、この条約への加入を妨げているのではないかという見方も一部にはあるようである。確かに、日本では、離婚後は一方の親のみが子の親権をもつことになっていて、欧米のような離婚後の共同親権はとられていないし、また、いわゆる面接交渉権も欧米と比較するとやや弱いものになっている。さらに、親が相手方から子を奪ってくることについて、これの子への愛情の発露と考え、国家がこれを強く非難することを疑問視する見方もないではない。しかし、離婚後も、両親がそれぞれの仕方で子育てに関与し、また監護している親以外の親も面接交渉等を通じて子と交流を持つことが、子の健全な発達のためには望ましいという考え方は、近年では日本でも広く共有されてきている。また、親が実力で子を奪取することに対する否定的な評価も高まってきているように思われる（そのような親に刑事罰を課することが最近では実際に行われるようになってきている）。したがって、

仮にこのような文化・伝統がこれまで条約への加入の妨げになってきたとしても、今後はそれほど大きな障害にはならないように思われる。

しかし、だからといって、この条約に加入するのが日本にとってごく簡単なことであるというわけではもちろんない。条約に加入するためには、さまざまな点に関して、周到な準備が必要となる。たとえば、中央当局がその任務を果たせるように、人的・財政的な資源を十分に確保する必要がある。また、子の返還を命ずる裁判についても、現存する法的手続きでは不十分であるため、新しい特別な手続きを立法する必要がある。さらに、子を奪取した親が子の返還命令に従わない場合に、その命令を強制的に実現する方法も検討しておく必要がある。また、国内事件として発生する子奪取紛争の解決方法と、条約が適用される国際事件としての子奪取紛争の解決方法との、整合性・バランスも考える必要がある。

このように、加入のために検討すべき課題は少なくないが、この子奪取条約に加入することによって実現される利益は決して少なくない。条約加入によって、日本への子奪取だけではなく、日本から（他の締約国への）子奪取も抑止されて、子の福祉は全体として大きく改善されることになる。また、現在は、面接交渉等のために日本に子を一時的に旅行させることを認めると、もし約束に反してそのまま子が日本に留めおかれたときに効果的な返還実現手段がないために、たとえば米国の裁判所は子の日本への旅行を認めない傾向に

あるといわれているが、日本が条約に加入すればその点は現在よりも認められやすくなるはずである。日本にとってこれらの利点があるというだけでなく、国際的な協調に基づいて世界の子供たち全体の福祉向上に貢献できるという観点からも、この条約への加入は真剣な検討に値するものといえるのではなかろうか。

\*\*\*\*\*

LBP Experience

日本で「親による子の奪取」事例の解決を目指すNPOの活動—私の経験

スティーブ・クリスティ



私は、いわゆる「取り残された親(LBP)」です。ただし、なりたくてなかったわけではありませんし、その呼び名も好きではありません。私は「取り残された」とは思っています！ 私はここにいます！ これまでずっとここにお

り、子供を思うどの親にも劣らず自分の子供を愛していました。しかし、ある日、私の日本人の妻が息子を連れ去り、息子の姿が私の人生から消えて、すべてが終わったのです。「ご家族はどうしていますか？ 息子さんは元気？」こんな質問に子供の居場所さえ知らない人間がどう答えたらいいのでしょうか？ 自分が置かれた新しい状況を理解しようともがき、日本の警察や裁判所に適切な措置を取ってもらおうと悪戦苦闘しましたが、無駄でした。当時は「こんな状況に置かれている人間は世界中で自分1人だけだ」と思い込んでいました。

そう思い込んでいたのですが、2～3カ月が過ぎたある日、東京で発行されている雑誌で、マリー・ウッド氏の事例に関する記事を読みました。ウッド氏の2人の子供は、カナダの裁判所の命令に反して、日本人の母親によりカナダから連れ出され、日本に留め置かれているという内容でした。記事には、その前の月にカナダ大使館で、子供を元の居住国へ速やかに返還することを義務付ける「国際的な子の奪取の民事面に関するハーグ条約」への加盟を日本が拒んでいることに関するシンポジウムが開かれた、と書かれていました。日本はこの条約について過去30年もの間「検討」しています。これ以上何を検討することがあるのでしょうか？ この記事を書いたライターに連絡を取って、子供を日本へ、または日本国内で連れ去られたことにより、同じように困難な状況に置かれているほかの親たちと知り合うことができました。実際にこの問題は、「From the Shadows」というドキュメンタリー映画が作られるほど広がっています。映画制作者と連絡を取ったことで、私は、この問題が日本社会においていかにまん延しているかを知ることとなりました。これは、単なる日本人と外国人の間の問題ではありません。日本の現行の家族法体系の下で親権を失った日本国民で構成される、さまざまな日本人の団体を訪ねて、日本社会において、これが思ったよりもずっと大きな国内問題であることが分かったのです。

私がこのことに初めて気付いたのは、映画制作者とともに名古屋で行われた「ファーザーズウェブサイト」([www.fatherswebsite.com](http://www.fatherswebsite.com))の会合に

出席した時のことでした。私をはじめとする外国人が苦しんでいるものと同じような不必要な喪失感に、どれほど多くの日本人の親がさいなまれているかを知り、大きな衝撃を受けました。愛する子供たちとのすべての接触を絶たれていることによる喪失感です。神戸からやってきた教授が、子供に及ぼす悪影響について発表しました。それから私は、日本も加盟している「国連子供の権利条約(UNCRC)」が義務付けている、いずれの親とも有意義な関係を持つ権利を奪われた子供が生涯受け続ける「片親引き離し症候群」の悪影響について調べ始めました。さらに「Victims of Another War」というドキュメンタリーのことも知りました。このドキュメンタリーは、子供の時に一方の親から連れ去られた3人の成人のケース・スタディーを紹介するもので、それぞれが成人した後もひきずっている苦悩と痛みが彼ら自身の言葉によって語られています。

東京に戻ると、日本で変化を求めて闘うために結成された、関東を拠点とするさまざまな親の会に紹介されるようになりました。国内の日本人の団体と国際的な外国人団体が連携を始め、旧態依然として実情に合わなくなった家族法体系を刷新するよう国会に圧力をかけ始めています。

外国人団体の中では長老格ともいべきなのがチルドレンズ・ライツ・カウンスル・オブ・ジャパン ([www.crcjapan.com](http://www.crcjapan.com)) です。米国の子供の権利団体であるチルドレンズ・ライツ・カウンスルの海外支部第1号である日本支部は、デービッド・

ブライアン・トーマス氏が創設しました。トーマス氏は息子が2歳の時以来、彼に会っていません。2008年のクリスマスに行われたインタビューで、



2007年にワシントンD.C.の日本大使館で行われた集会

妻の家族が接触を全面的に拒んでいるため息子とは15年以上会っていないと語っています。この団体の活動が最も盛んなのは米国で、ワシントンD.C.の日本大使館でろうそくを灯して祈りの会を催しています。

もうひとつのグループは、チルドレンズ・ライツ・カウンシル・オブ・ジャパンから派生したチルドレンズ・ライツ・ネットワーク・ジャパン ([www.crnjapan.net](http://www.crnjapan.net)) で、子供、親、法律書類、国際刑事警察機構の令状のほか、取り残された親から子供へのメッセージなどの膨大な資料を保存しています。「マーク・スミス」が運営するこのウェブサイトは、この種の問題に関する学術論文によく引用されています。(古い文書ではチルドレンズ・ライツ・ネットワーク・ジャパンのウェブサイトは [www.crnjapan.com](http://www.crnjapan.com) となっていますが、このドメインは、チルドレンズ・リソース・ネットワークに継がれています。その起源は不明)

日本人の団体は、最近誕生するものと閉鎖されるものがめまぐるしく入れ替わっています。ファーマーズウェブサイトは、名古屋を拠点として数年間活動していますが、この問題に関する日本語の書籍や情報、そして子供向けや大人向けの本

についての優れた情報源です。もうひとつは関西と関東に支部を持つ親子ネットです。関西支部 (<http://oyakonet-kansai.seesaa.net/>) は非常に活発に活動しており、関東地方の催しにもしばしば参加しています。親子ネットは地元の政治家と協力して、家族法を変えるよう日本政府に求める解決策を実施するなど、活発に活動しています。さらに、東京では国会議員とともに、共同親権法の制定に向けてロビー活動を盛んに行っています。これに関しては、親子ネット関東支部 (<http://homepage2.nifty.com/shinran/kokaraoya/kokaraoya.htm>) が非常に活発な活動を展開しています。

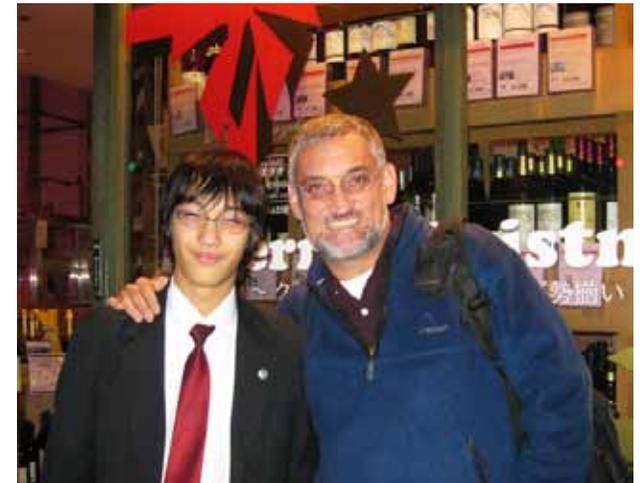
他にも親子ネット関東支部から分かれた、Kネットとも呼ばれる共同親権運動ネットワーク (<http://kyodosinken.com/>) があります。このグループは、東京家庭裁判所前で法廷に出入りする人たちにチラシを配布するなどの宣伝活動を盛んに行っています。さらに数少ない機会をとらえ、裁判所の代表者と実際に会って、自分たちの窮状を知ってもらおうとしています。

これ以外にも多くの団体がありますが、そのほとんどがすでに言及したサイトとリンクされています。また、こうした団体に属するメンバーの多くが個人のサイトを持っており、各団体のサイトからアクセスすることができます。最も印象的だったのは、これらのグループに属する非常に多くの人たちが、どちらの親とも有意義な関係を持つ子供の権利といわゆる「取り残された親」の親権

を尊重する新しい家族法が、日本で成立することを望んでいることでした。つまり、こうした親たちは今でもここにおいて、連れ去られた子供と再会できる日をただひたすら待ち続けているのです。早く変化が訪れ、子供とその親たち受けたトラウマが速やかに消える日が来ることを期待しましょう。

\*\*\*\*

スティーブ・クリスティ氏は、2005年10月に15歳の息子を連れ去られた米国の民間人です。American View は、クリスティ氏がこの記事で、彼の個人的な経験、考え方、見識を進んで聞かせてくれたことに感謝します。今年のクリスマス、クリスティ氏は特別な贈り物を受け取りました。それは、この4年間クリスマスにも誕生日にもかなわなかった息子と過ごすひと時でした。



### 日本への「子の奪取」事例の急増

下記の棒グラフは、米国、英国、オーストラリア、カナダ、フランスの各国の統計をもとに、2000年から2009年11月30日までの期間に、子供が親によって日本に連れ去られる事例がどれほど増加したかを示すものである。このグラフを見ると、その数が2000年以降急増していることが分かる。

ここに示したすべての事例は、国際結婚した日本人配偶者が、他方の親の同意を得ずに子供を居住していた国から日本へ連れ去った、あるいは親権または面接交渉権についての取り決めに反して、違法に子供を日本に留め置いたことが原因である。多くの場合、複数の子供が関係している。

この5カ国だけで、日本への国際的な親による子の奪取事例の件数は、過去2年間でほぼ2倍に増えており、過去4年間では4倍を超える。

子の奪取事例の増加を受け、多くの国が日本政府に対し、「国際的な子の奪取の民事面に関するハーグ条約」に加盟し、係争中の事例の解決を支援するよう求めるようになった。日本は先進7カ国（G7）の中で唯一、ハーグ条約に加盟していない。

今日までに、日本政府が何らかの措置を取った結果、常居所のある国に返還された子供は1人もいない。

日本への「子の奪取」件数の推移

